

第2回横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター指定管理者選定評価委員会（第2期） 会議録	
日 時	令和3年6月18日（金）14:00～17:00
開 催 場 所	京阪横浜ビル10階 大会議室
出 席 者	【選定委員】伊東委員、林委員、平野委員、平濱委員、森谷委員 【事務局】高橋障害施設サービス課長、坂井地域施設支援係長、 石井職員、村本職員、北倉職員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	一部非公開（傍聴人なし）
議 題	1 応募団体の面接審査 2 採点表確定に向けた意見交換 3 採点結果確定 4 審査総評意見交換 5 審査総評確定
決 定 事 項	応募団体の審査を行い、次のとおり、鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者の候補者を選定した。 1 指定管理者の候補者 社会福祉法人 横浜市社会事業協会 2 次点候補者 なし
議 事 主な質疑や 意見	1 開会（事務局） 選定委員5名中5名が出席。過半数を超えているため、本委員会は成立。 2 本日の流れの説明（事務局） 応募団体の面接審査後、採点を行い、採点結果の確定を行う。 その後、審査総評案の確定を行う。 3 鶴見区生活支援センター応募団体による面接審査 （1）応募書類の確認 事務局より、下記について説明及び報告を行った。 ・応募団体 社会福祉法人 横浜市社会事業協会 ・財務状況 配布の財務分析結果の確認 概ね安定的な状況である。 ・市税納付状況 未納なし ・暴力団関係照会結果 該当者なし

(2) 応募団体プレゼンテーション及び面接審査

団体から、団体の概要、事業計画等について説明。その後、応募団体と委員の間でヒアリング（質疑応答）を実施。

<主な質疑応答>

委員：家族支援について、①家族会の高齢化への取組について具体的に聞きたい。②家族も当事者という視点で支援することについてどのように計画しているか。

団体：①研修会の共催や、インターネットでの周知を行うなどして新規の会員の獲得などを行っている。

②家族のストレスケアとして、家族のレスパイト・ガス抜きは今までもやってきている。

委員：①研修制度やコンプライアンス教育を行っている、とのことだが、具体的にどのような内容か。

②利用者満足度向上委員会とあるが、どのようなものか。

団体：①動画配信研修を行い、視聴と報告書の提出を義務付けている。

②年2回の利用者満足度アンケートを行い、課題を抽出し、利用者ミーティングを行っている。その内容を閲覧できるようにしている。

委員：普及啓発の内容について聞きたい。

団体：精神疾患について、目に見えない障害から周囲に理解・配慮されないケース等を例に挙げて説明している。

委員：①普及啓発について、地元企業との協働とは具体的に何か。

②職員のメンタルヘルスについて、法人としての取組は何か。

団体：①コロナ禍ではできないこともあるが、将来的には大学や地元企業と一緒にイベントなどを実施したい。センターの運営法人が変わっても地域行事として根付いてほしい。

②入職時にセルフケアの研修を行っている。EAP（Employee Assistance Program：メンタルヘルス不調の従業員を支援するプログラム）を導入している。

委員：経営理念で掲げる「理想」を追い続けることが職員の負担になると考えるが、普段から職員と話し合う場があるか。

団体：定期的に職員全体ミーティングがある。法人・センター・事業毎の理念・方針を掲げており、それに基づく自主事業・行事開催等を話し合いながらやっている。常に話し合いの場を設けている。

4 採点表確定

- (1) 採点表確定に向けた意見交換
- (2) 採点表の確定

プレゼンテーション及び面接審査を受けて評価を行い、各委員の評価結果を集計した結果、全ての委員採点の平均点が 134.8 点で、最低基準である 77.5 点以上となっているため、社会福祉法人横浜市社会事業協会を鶴見区精神障害者生活支援センターの指定管理者の候補者として選定した。

鶴見区精神障害者生活支援センター

	応募団体	得点
指定候補者	社会福祉法人 横浜市社会事業協会	総得点 674 点 平均点 134.8 点

5 審査総評の確定

- (1) 審査総評の確定に向けた意見交換
- (2) 審査総評の確定

<主な意見>

- ・横浜市精神障害者退院サポート事業・障害者自立生活アシスタント事業など、様々な事業を求められている中でも居場所機能も大事にしている。今後もそういう場所であってほしい。
- ・多様性がある地域での事業を「醍醐味」と捉えて味わいながらやられている。
- ・新しい展開「大学との協働」等を視野に入れ、中長期的な展開をしている。今後も着実に進んでほしい。
- ・横浜市内をリードする形で地域展開を着実にしていただきたい。期待している。

(審査総評)

地域性を踏まえた活動をしている。大学との連携など、新しい取組を視野に入れて、中長期的に展開している。今後も市内精神障害者生活支援センターをリードする事業実施を期待したい。

5 その他（事務局）

- (1) 指定管理者となるまでの今後の流れ等について、事務局より説明。
- (2) 議事録作成について

事務局にて作成し、確定次第、本市のウェブサイトに掲載する。

	(3) 選定結果報告書について 内容確定次第、横浜市長に報告する。
資 料 特 記 事 項	1 資料 過去の横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定 委員会 選定結果報告書における審査総評について（参考） 2 特記事項 委員会の議事録は、議事の要旨を横浜市ホームページに掲載する。